

小金井市立小金井第一小学校校舎改築等工事
落札者決定基準

2025年10月

小 金 井 市

目 次

1	総則	2
2	落札決定方法	2
3	審査の枠組み	2
(1)	資格審査	4
(2)	総合評価審査	4
4	技術要素審査及び価格要素審査における点数化方法	5
(1)	技術要素審査における評価視点及び点数	5
(2)	価格要素審査の点数化の方法	7

表1 技術要素審査に対する評価視点及び配点

1 総則

小金井市立小金井第一小学校校舎改築等工事落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、小金井市（以下「市」という。）が小金井市立小金井第一小学校校舎改築等工事（以下「本工事」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を制限付一般競争入札（総合評価方式）により、決定するにあたって、入札参加希望者を対象に配布する入札告示に附帯するものである。

落札者決定基準は、本工事の落札者を決定するにあたって、事業者の施工実績等の評価項目に加え、簡易な施工計画や地域貢献、環境等について独自の評価項目を設定し、評価するものである。

2 落札者決定の方法

事業者の決定方法は、価格のみによる評価でなく、本工事に関する事業者の技術要素及び入札価格を総合的に評価して落札者を決定するため、総合評価一般競争入札とする。

3 審査の枠組み

事業者決定における審査は、4つのステップ「資格審査」、「基礎審査」、「技術要素審査」「価格要素審査」で構成され、総合評価で落札者を決定する。

入札の公告後から契約締結に至るまでの流れは図1に示すとおりである。

【STEP 1：資格審査】

一般競争入札参加資格確認申請書に合わせて、入札希望者の実績が定められた参加資格要件を充足しているか確認を行う。

【STEP 2：基礎審査】

入札書類の確認、及び基礎審査となる提案内容が発注仕様を満たしているか確認を行う。

【STEP 3：技術要素審査】

技術要素の項目に関する審査を行う。

【STEP 4：価格要素審査】

入札された価格より価格評価点の算出を行う。

【総合評価】

STEP 3において算出した技術要素審査の点数と STEP 4 の価格要素審査の点数を合わせ、総合評価点とする。

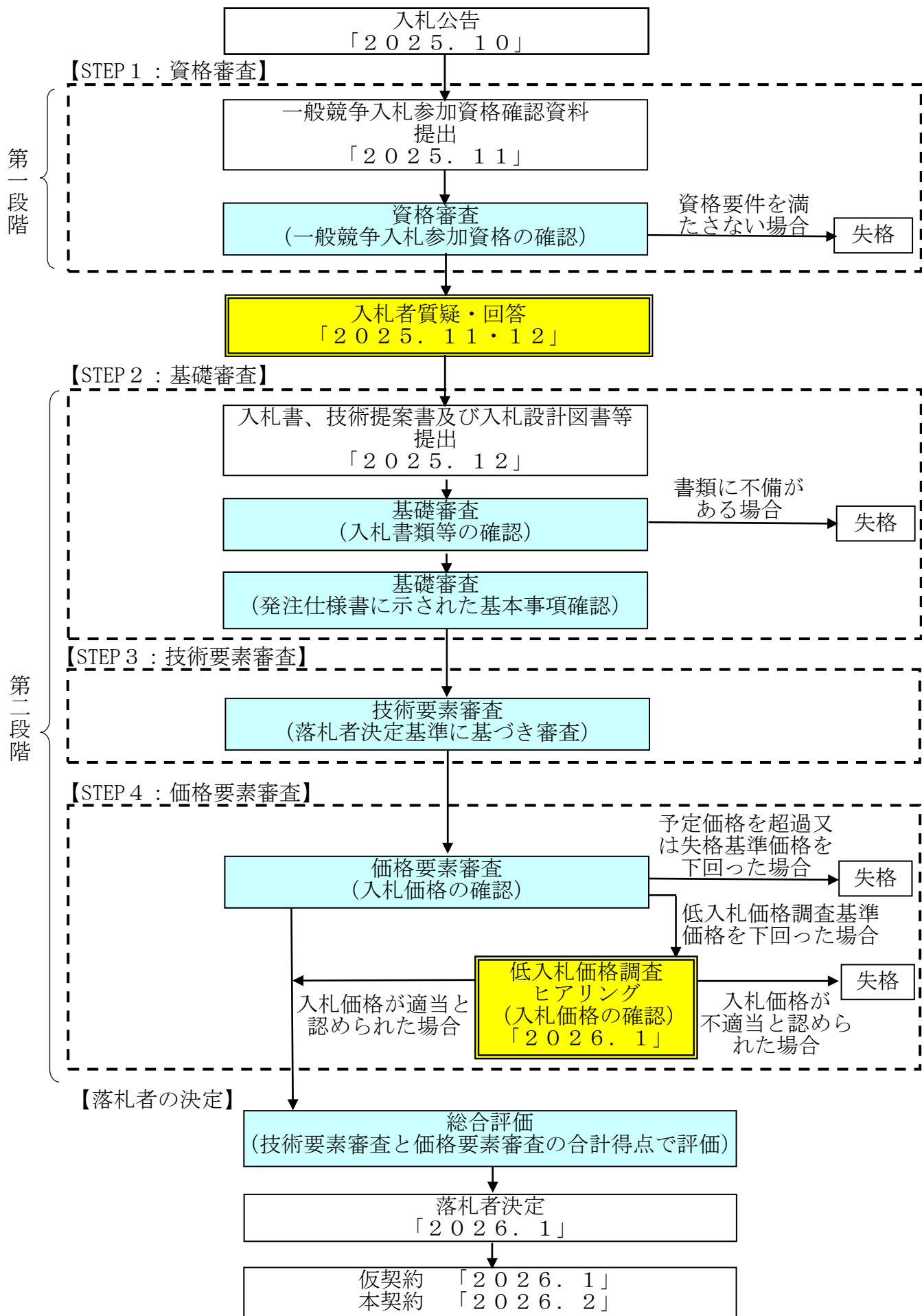


図1 契約締結までの流れ

(1) 資格審査

入札希望者から提出された資格審査申請書等から、入札告示の「2 制限付一般競争入札に参加できる単独企業又は特定建設工事共同企業体の代表者の資格要件」、「3 競争入札に参加できる特定建設工事共同企業体の構成員の資格要件」及び「4 特定建設工事共同企業体の資格要件」を満たしていることを確認し、結果を入札希望者に対し通知する。

なお、参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。

(2) 総合評価審査

ア 基礎審査

資格審査を合格した入札者から提出された書類について、発注仕様書等入札資料に示された性能要件を満足するものであること、事業としての妥当性を有しているかの審査を行う。以下に、基礎審査における評価の視点を示す。なお、発注仕様書等入札資料に示す基準を満たしていない場合は失格とする。

・提出書類等の確認

提出書類の不足、体裁の誤り、書類間での記載の不整合など適切なものとなっているか確認を行う。

・契約条件の遵守

入札公告、発注仕様書等において記載した契約条件を遵守しているか確認を行う。

・発注仕様書に示された基本事項の確認

入札書類と発注仕様書を対照させ、発注仕様書に記載された満たすべき水準に達しているか確認を行う。

イ 技術要素審査

技術要素審査は、評価項目内容については、4. 記載の表1とし、設定した項目に該当するか確認を行い、点数化を行う。

ウ 価格要素審査

価格要素審査は、入札価格が予定価格（以下本基準においては消費税及び地方消費税抜きの金額を意味するものとする。）の範囲内にあることの確認を行い、入札価格を点数化する。点数化の方法は、4に記載する。

なお、入札価格が予定価格を上回った入札者及び小金井市総合評価方式実施ガイドラインの規定により定める失格基準を下回った入札者は失格とする。

また、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った入札者のうち当該入札価格が失格基準以上であったもの（以下「低入札価格調査対象者」という。）は、「小金井市立小金井第一小学校校舎改築等工事施工者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）にて低入札価格調査ヒアリングを受け、入札価格が適当と判断されれば、総合評価に進むことができるものとする。不適当と判断された場合は、失格とする。なお、低入札価格調査対象者は、低入札価格調査ヒアリングに先立ち、事前に入札価格が適当であることを示す根拠資料を電子メールにて送付すること。

エ 総合評価

総合評価は、イ 技術要素審査による評価点と、ウ 価格要素審査による評価点を加えて総合評価点を算出し、落札者を決定する。総合評価点は、125点満点とする。

なお、総合評価点が同点の場合には、技術評価点が高い者を落札者として選考し、それでも順位が決定しない場合には、電子調達サービスのシステムによるくじで落札者を決定する。

総合評価点＝技術評価点＋価格評価点

4 技術要素審査及び価格要素審査における点数化方法

(1) 技術要素審査における評価視点及び点数

技術要素審査の評価視点及び点数化の方法については、次のアからウとする。

ア 技術要素審査の点数化の方法

技術要素審査の点数化の方法については、以下の算定方法とする。

**技術点＝企業に技術力及び企業の信頼性・社会性の評価の合計（素点 満点46点）×
25÷46**

企業に技術力及び企業の信頼性・社会性の評価の合計（素点 満点46点）を25点に圧縮して評価する。

また、点数化にあたっては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算定する。

イ 技術要素審査の評価視点及び配点

技術要素審査の評価視点及び配点については、表1とし、評価項目詳細について、ウ 技術要素審査の評価項目とする。

評価対象企業及び実績については、単体企業又は、建設共同企業体（JV）代表者を対象とする。

ただし、表1の※1については、単体企業の実績、建設共同企業体（JV）代表者の実績又は、建設共同企業体（JV）構成員の実績とし、※2については、単体企業、建設共同企業体（JV）代表者又は、建設共同企業体（JV）構成員の所在地を対象とする。

また、同種、同規模工事については、入札告示「5 総合評価に関する事項（4）同種工事、同規模工事の区分」とする。

ウ 技術要素審査の評価項目

技術要素審査の評価項目について、以下とし、評価は提出された書類のみで行うこととする。

(ア) 簡易な施工計画

様式2記載の課題に対し、当該工事の現場条件や施工内容等を踏まえ、適切かつ確実な施工が可能であるか審査及び評価を行い点数化する。

各課題に対し、2つまで技術的所見を記載できるものとし、総計8点満点とする。

ただし、各課題に対し、1つ以上記載が無い場合、本工事と無関係である場合又は、関係法令に違反する記載等がある場合は、欠格とし、入札を無効とする。

(イ) 工事成績評定点平均

過去5年度以内（※発注案件を告示する日の属する年度及び当該年度前5年度をいう。）に完了した市が発注した同種工事2件の工事成績評定点の平均点を評価基準とする。

なお、該当する工事が1件の場合は、当該1件の工事成績評定点に基づき算出した総合評価点が2点以上の場合は、この総合評価点より2点減点し、0点の場合は、減点無しとする。（※1評価対象企業については、単体企業の実績、建設共同企業体（JV）代表者の実績又は、建設共同企業体（JV）構成員の実績とする。）

(ウ) 企業の施工実績

過去5年度以内に完了した、官公庁が発注した同種工事を対象とする。ただし、CORINSに竣工登録していない場合は対象外とする。期間の算定は、(イ)（※）とする。

(エ) 官公庁からの優良業者表彰実績

過去5年度以内に完了した、官公庁が発注した同種工事で、優良業者として表彰された実績とする。

期間の算定は、(イ) (※)と同様とする。

(オ) 品質管理

I S O 9 0 0 1 の認証取得の有無を対象とする。

(カ) 配置予定技術者の施工経験等

過去5年度以内に完了した、官公庁が発注した同種工事で、配置予定技術者が主任（監理）技術者として施工した実績を対象とする。ただし、CORINSに竣工登録していない場合は対象外とする。期間の算定は、(イ) (※)と同様とする。

(キ) 配置予定技術者の保有資格

建設業法（昭和24年法律第100号）で規定する施工技士及び施工管理技士並びに建築士法（昭和25年法律第202号）で規定する建築士の一級及び二級の区分によって評価する。一級には、監理技術者になりうる当該工事の建設業種における技術士法（昭和58年法律第25号）で規定する技術士も対象とする。二級には、主任技術者になりうる当該工事の建設業種におけるその他の資格も対象とする。複数の資格を持つ場合には、評価の高い資格1つについてのみ評価する。

(ク) 市内における本支店・営業所等の所在地

a 市内に本店あり

市内に本店を有し、告示日現在3年以上営業を継続している者

b 市内に支店・営業所あり

市内に支店・営業所を有し、告示日現在3年以上営業を継続している者。また、契約締結の権限を有する代理人を置いていること。

（※2評価対象企業については、単体企業、建設共同企業体（JV）代表者又は、建設共同企業体（JV）構成員の所在地を対象とする。）

(ケ) 建設キャリアアップシステム

入札告示日時点における建設キャリアアップシステムへの事業者登録をしている場合に評価する。

(コ) 市内事業者の活用

市内単体企業、市内事業者と建設企業体（JV）または、市内業者が入札者からの直接の下請けにより工事を行う場合を対象とする。

市内事業者の所在地については、(ク) a 又は b のどちらか満たすものとする。

下請け先は、本工事入札参加者でなく、かつ、本工事における特定建設工事共同企業体の構成員でないこととする。

(サ) 災害協定等による地域貢献の実績

本市と災害協定等を締結している者等を対象とする。実績については、過去5年度以内を対象とし、期間の算定は、(イ) (※)、評価対象企業は、(イ) (※1)と同様とする。

(シ) 緊急工事等（単価契約）の契約実績

本市発注の道路補修等の単価契約工事を契約した実績を対象とする。実績については、過去5年度以内を対象とし、期間の算定は、(イ) (※)、評価対象企業は、(イ) (※1)と同様とする。

(ス) 消防団活動による地域貢献実績

消防団員の有無（本市に限らず）。過去5年度以内を対象とし、期間の算定は、

(イ) (※)、評価対象企業は、(イ) (※1)と同様とする。

(セ) 若年者の育成及び確保の状況

経営事項審査において「若年技術職員の継続的な育成及び確保」又は「新規若年技術

職員の育成及び確保」の項目に加点されている者を対象とする。

(ソ) 高齢者の雇用状況

高齢者（65歳以上）を1年以上雇用している状況を対象とする。

(タ) 障がい者の雇用状況

障がい者を1年以上雇用している状況を対象とする。

(チ) 男女共同参画の状況

育児・介護休暇制度、それに伴う短時間勤務制度等で、就業規則等に規定されているものを対象とする。

(ツ) 労働環境の状況

a 建設業退職金共済制度もしくは中小企業退職金共済制度の加入状況又は退職金一時金制度の導入状況を対象とする。

b 経営事項審査の「法定外労働災害補償制度加入の有無」の項目において評価される制度への加入を対象とする。

c 経営事項審査の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のいずれかに「無」の評価がされた場合に減点対象とする（社会保険の適用除外となる事業者を除く。）。

(テ) 環境への配慮の状況

以下の認証を取得し、現在も登録している者を対象とする。

a ISO14001の認証取得の有無

b エコアクション21の認証登録の有無

c エコステージ（ステージ2以上）の認証取得の有無

d KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上）の認証の有無

(2) 価格要素審査の点数化の方法

価格要素審査の点数化の方法については、以下の算定方法とする。

価格評価点＝配点×（1－入札価格／予定価格）

価格要素審査の配点は、100点（総合評価点は125点満点）とする。

また、点数化にあたっては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算定する。

※入札価格：入札者から提出された入札価格

※予定価格：告示文に記載されている、工事の予定価格とする。

分類	評価視点	評価項目	評価基準	評価点	評価配点	評価点	提出書類 提出様式	
施工計画	簡易な施工計画	簡易な施工計画 施工上の特定の課題に係る技術的所見	課題に対して、現場条件を踏まえて適切であり、重要な項目が記載されているかを評価基準に基づき評価する。	0～8 欠格	8		様式 2	
	工事成績評定点平均(新工事成績評定点)	過去5年度以内(※)に完了した同種工事成績評定点平均(新工事成績評定点 2件平均)(※1)	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 65点以上70点未満 65未満又は実績なし	8 6 4 2 0	8		小金井市発行の2件の工事成績評定通知書の写し(※1件のみの場合は1件の写し)	
企業の技術力	企業の施工実績	過去5年度以内(※)に完了した同種官公庁発注工事施工実績(CORINS登録工事)	同種かつ同規模以上の工事の元請としての施工実績 同種工事の元請としての施工実績 上記実績なし	4 2 0	4		(1) 工事実績調書(市様式) (2) CORINS登録内容確認書(竣工時) (3) 同規模以上の工事面積を確認できる書類	
	官公庁からの優良業者表彰実績	過去5年度以内(※)に完了した同種官公庁発注工事の表彰実績	実績あり 実績なし	2 0	2		実績を証明できる書類の写し	
	品質管理	ISO9001の認証取得の有無	あり なし	1 0	1		取得を証明する書類又は経営事項審査の写し	
	配置予定技術者の施工経験等	過去5年度以内(※)に完了した同種官公庁発注工事施工経験(CORINS登録工事)	主任(監理)技術者として施工した同種かつ同規模以上の工事の元請としての施工経験 主任(監理)技術者として施工した同種工事の元請としての施工経験 上記経験なし	4 2 0	4		(1) 工事実績調書(市様式) (2) CORINS登録内容確認書(竣工時) (3) 同規模以上の工事面積を確認できる書類	
			同種工事の監理技術者になりうる1級国家資格(施工技士、施工管理技士、建築士)等 同種工事の主任技術者になりうる2級国家資格(施工技士、施工管理技士、建築士)等 上記以外	4 2 0	4		資格を証明する書類の写し	
	企業の信頼性・社会性	地域精進度	市内における本支店・営業所等の所在地(※2)	市内に本店あり 市内に支店・営業所あり 市内に拠点なし	3 1 0	3		(1) 様式 3 (2) 証明する書類の写し
		社会性・地域貢献度	建設キャリアアップシステム登録の有無	あり なし	1 0			証明する書類の写し
			市内事業者の活用	市内事業者、市内事業者と建設企業体又は下請への施工有無(予定) なし	あり なし	1 0		(1) 様式 4
			災害協定等による地域貢献の実績	過去5年度以内(※)の本市との災害協定の実績(組合等の構成員)(※1)	実績あり 実績なし	1 0		証明する書類の写し
			緊急工事等(単価契約)の契約実績	過去5年度以内(※)の本市との契約実績(※1)	実績あり 実績なし	1 0		
消防団活動による地域貢献実績			過去5年度以内(※)の消防団員の有無(※1)	実績あり 実績なし	1 0		消防団員の採用を証明できる書類の写し	
若年者の育成及び確保の状況			若年者(35歳未満)雇用実績 該当なし	該当あり 該当なし	1 0		経営事項審査の写し	
高齢者の雇用状況			高齢者(65歳以上)雇用の有無(雇用期間1年以上を対象)	あり なし	1 0		雇用を証明できる書類の写し	
障がい者の雇用状況			障がい者雇用の有無(雇用期間1年以上を対象)	あり なし	1 0			
男女共同参画の状況			育児・介護休暇制度、それに伴う短時間勤務制度等の有無	あり なし	1 0		制度を確認できる書類の写し	
労働環境の状況			退職金共済制度の加入又は退職金一時金制度の導入の有無	あり なし	1 0		加入等を証明する書類の写し又は経営事項審査の写し	
			法定外労働災害補償制度加入の有無	あり なし	1 0			
			雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれか一つ以上未加入	未加入 加入(または適用除外)	-1 0		経営事項審査の写し	
環境への配慮の状況			ISO14001の認証取得の有無 エコアクション21の認証登録の有無 エコステージ(ステージ2以上)の認証取得の有無 KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上)の認証取得の有無	あり なし	1 0		取得を証明する書類の写し	
合計点				46				
企業の技術力及び企業の信頼性・社会性の評価点の合計(素点 満点46点)								
技術点 (A) = 企業の技術力及び企業の信頼性・社会性の評価点の合計(素点 満点46点)を25点に圧縮して評価 = 企業の技術力及び企業の信頼性・社会性の評価点の合計(素点 満点46点) × 25 ÷ 46								
価格評価点 (B) = 100 × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)								
総合評価点 [技術点(A)(圧縮後) + 価格評価点(B)]								
(※)5年度以内とは、発注案件を告示する日の属する年度及び当該年度前5年度をいう。								
(※1) 評価対象企業については、単体企業の実績、建設共同企業体(JV)代表者の実績又は、建設共同企業体(JV)構成員の実績とする。								
(※2) 評価対象企業については、単体企業、建設共同企業体(JV)代表者又は、建設共同企業体(JV)構成員の所在地を対象とする。								
※ 評価は、提出された書類のみで行います。本市との契約実績等も、提出された書類以外では評価を行いませんので、技術評価資料は、遺漏無きようご提出をお願いします。								

(※)5年度以内とは、発注案件を告示する日の属する年度及び当該年度前5年度をいう。

(※1) 評価対象企業については、単体企業の実績、建設共同企業体(JV)代表者の実績又は、建設共同企業体(JV)構成員の実績とする。

(※2) 評価対象企業については、単体企業、建設共同企業体(JV)代表者又は、建設共同企業体(JV)構成員の所在地を対象とする。

※ 評価は、提出された書類のみで行います。本市との契約実績等も、提出された書類以外では評価を行いませんので、技術評価資料は、遺漏無きようご提出をお願いします。